

教改第 号
平成 19 年 月 日

徳島県教育振興審議会会長 殿

徳島県教育委員会委員長 村澤 普惠

徳島県教育振興計画について（諮問）

このことについて、徳島県教育振興審議会設置条例第 1 条の規定に基づき、次のとおり理由を付して意見を求めます。

理由

近年、経済、社会のグローバル化、科学技術の進展、地球環境問題の重要性の高まり、少子高齢化、男女共同参画社会や情報ネットワーク社会の到来など、社会の大きな変化に対応した教育が求められている。

教育の現状を鑑みると、子供たちの問題行動や不登校などの深刻な状況、社会性や規範意識の希薄化、過度の画一主義などによる個性・能力に応じた教育の軽視など、教育全般について様々な問題が生じている。

こうした状況のもと、国においては、教育基本法が約 60 年ぶりに改正されるとともに、中央教育審議会が「教育振興基本計画」の策定について審議が行われるなどの取り組みが進められている。

本県においても、平成 12 年度から平成 21 年度までを構想期間とする徳島県教育振興基本構想（徳島「学び」プラン 21）を平成 12 年 3 月に策定、推進してきたが、教育を巡る様々な今日的課題に適切に対応する必要性が更に強く求められているところである。

このような状況を踏まえ、これからの本県教育のあるべき姿とその実現に向けた施策の展開について、本県の実情を踏まえた検討を行い、今後の本県教育の指針とする必要がある。